

## 飼い続けられなくなったペットの保護・譲渡支援事業について

飼い主の施設入居等により、飼養を継続することが困難になったペットについて、動物病院に保護・譲渡を依頼し、かかった経費の一部を助成します。

### 1 背景

都市化や少子高齢化が進む中、ペットを飼うことが生活の潤いになるなど、ペットはより身近な存在になっています。ペットは一度飼い始めたら途中でやめることはできず、飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の義務が課せられています。

区はこれまで、講習会やパネル展示等の様々な機会を通じ、終生飼養の大切さを啓発してきました。令和3年度からは福祉部門と連携し、高齢者のペット飼育問題の早期把握や事例の共有を行っています。さらに、飼い主の突然の入院や死亡などにあらかじめ備えてもらえるよう、分かりやすいリーフレットを作成し、飼い主本人だけでなく、その周囲の人にも働きかけを行っています。また、令和5年度からは高齢者単身世帯実態調査に併せて、区内の高齢者にリーフレットを送付するなど、啓発を強化しています。

しかし近年、高齢の飼い主の施設入所や死亡等により、ペットが取り残された事案についての相談が増加しており、ペットのセーフティネット構築の必要性が増しています。

来年度から配置する動物政策監と連携し、ペットの終生飼養の啓発や区民からの相談対応を強化するとともに、取り残されてしまうペットの新たな行き場を確保するため、新たにペットの保護・譲渡を支援する事業を開始します。

### 2 事業内容

区民等から飼養が困難となったペットについて連絡があった場合、区が動物病院に保護等の協力依頼を行います。動物病院が保護、治療等を行い、新たな飼い主に繋がります。区は動物病院に対し、かかった経費の一部を助成します。

### 3 保護等の対象となるペット

現に区内で飼養されており、飼い主の施設への入所、長期に渡る入院、死亡等により飼養が困難となり、新たな飼い主が見つかる見込みがない犬又は猫とします。

#### 4 補助経費（上限額）

区 分	金 額
保護時身体検査	20,000円
去勢手術	17,000円
不妊手術	25,000円
マイクロチップの装着	2,000円
ワクチン接種	5,000円
飼養費	20,000円
入院	100,000円
治療	70,000円

※表に定める金額と実支出額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する予定としています。

#### 5 令和7年度補助見込額

1,210千円（5頭分）

#### 6 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月 動物病院への協力依頼文書発送及び個別依頼  
事業実施要綱策定  
4月 事業開始

#### <事業イメージ>

